

VOC室内濃度測定要領

1 測定対象物質

- ・ ホルムアルデヒド
- ・ トルエン
- ・ キシレン
- ・ エチルベンゼン
- ・ スチレン

2 測定方法

- ・ 測定方法は、アクティブ法により行う。

3 測定対象室

- ・ 測定対象物質を含有する建材、接着剤、塗料を使用した室及び家具、備品類を設置した室のうち、事務室、会議室、その他の主要な室及び継続的な換気が見込まれない居室で代表的な室を測定対象室とする。
- ・ 測定箇所数は概ね1フロアに1箇所以上(1フロアに県施設、市施設がある場合はそれぞれ1箇所以上)となるよう設定する。なお、仕上が特殊な諸室は県・市と協議を行い、別途測定する。